

表-3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき特定施設設置者が実施した測定の結果

「未報告」:測定結果の報告がなかったもの
 「休止中」:一年以上稼働していないため、測定の義務が係らないもの
 「設置後1年未満施設」:設置後1年未満のため、測定の義務が係らないもの
 「稼働前」:稼働前のため、測定の義務が係らないもの
 「—」:ばいじんを捕集する装置等がない、排水がないため、測定の義務が係らないもの

(2) 大気基準適用施設:産業系施設

測定:R6.4.1~R7.3.31

番号	事業場名	事業場所在地	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			備考
			試料採取日	濃度	基準	
1	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.6.13	0.46	5	共通煙道 オ1-01 排煙脱硫装置 共通1,2
2	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.6.13	0.46	5	共通煙道 オ1-01 排煙脱硫装置 共通1,2
3	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.6.12	0.00000069	5	共通煙道 オ1-02 排煙脱硫装置 共通3,4
4	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.6.12	0.00000069	5	共通煙道 オ1-02 排煙脱硫装置 共通3,4
5	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.6.14	0.0000045	5	オ1-03 排煙脱硫装置
6	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.4.11	0	1	オ1-04 排煙脱硫装置
			R6.4.19	0.00091	1	シ1-04 集塵機出側
7	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.5.16	0.058	1	共通煙道 シ1-05 集塵機出側 共通7,8
8	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.5.16	0.058	1	共通煙道 シ1-05 集塵機出側 共通7,8
			R6.5.13	0.0029	1	シ1-06 集塵機出側
9	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	R6.5.15	0	1	シ1-07 集塵機出側
10	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	設置後1年未満施設			
11	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	設置後1年未満施設			
12	(株)UACJ 板事業本部 福井製造所	坂井市三国町黒目21-1	設置後1年未満施設			